

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について



令和3年7月 静岡県熱海市における土石流による被害

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

新たな法律の概要

背景・必要性

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生→甚大な人的・物的被害（令和3年7月）
- 宅地の安全性、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**
- ※法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”
- ※**国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針**を策定

1 スキマのない規制

規制区域 ◆知事が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**(※)として指定

規制対象 ◆規制区域内で行われる盛土等を**知事の許可**の対象に (※)宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域

2 盛土等の安全性の確保

許可基準 ◆**災害防止のために必要な許可基準を設定**

**中間検査
完了検査** ◆①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

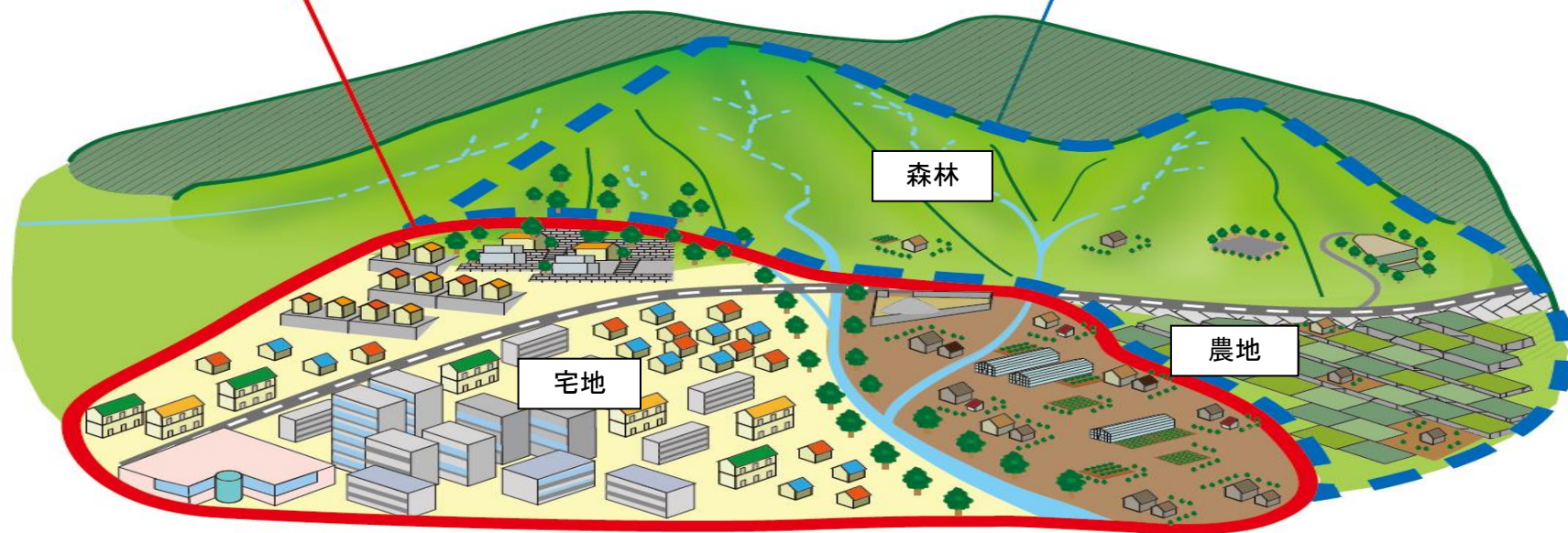
規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

スケジュール(案)（基礎調査・規制区域の指定）

令和4年度

5月

盛土規制法公布
令和4年5月27日

12月

政令公布
令和4年12月23日

3月

省令公布
令和5年3月31日

基礎調査に向け準備

令和5年度

5月

盛土規制法施行
令和5年5月26日

10月

国からの情報提供・他県の状況把握

12月

基礎調査発注準備

令和6年度

7月

- 規制区域案の検討
- 区域指定に向けた市町との調整
- 周知
- パブリックコメント

関係各課職員に兼務発令のうえ協力・連携
【環境生活部環境共生局】 大気・水環境課
【農林水産部】 森林・林業経営課 治山林道課
みどり共生推進課 農地調整課
【県土整備部】 防災砂防課

基礎調査

令和7年度

5月

規制区域指定

許可等関連事務

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

参考1：盛土規制に関する三重県の状況（法施行前）

土砂条例及び盛土規制に関する個別法の所管が多岐にわたる

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（土砂条例）

所管：環境生活部環境共生局



盛土規制に関する法・制度とその所管

法律

廃掃法

環境生活部
廃棄物対策課
廃棄物監視・指導課

農地法

農林水産部
農地調整課

森林法

農林水産部
森林・林業経営課
治山林道課

自然公園法

農林水産部
みどり共生推進課

土砂災害防止法

県土整備部
防災砂防課

砂防法

県土整備部
防災砂防課

都市計画法

県土整備部
都市政策課
建築開発課

旧宅地造成等規制法

県土整備部
建築開発課

制度

盛土110番

県土整備部
防災砂防課

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

参考2：土砂条例と盛土規制法の比較

	土砂条例	盛土規制法																		
目的	土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全	崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止																		
規制区域	県内全域	宅地造成等工事規制区域（宅造区域） 特定盛土等規制区域（特盛区域）																		
許可が必要な規模	土砂等の埋立て等の面積が3,000 m ² 以上かつ高さ1 m超	<p>許可対象となる盛土等の規模 赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域</p> <p><土地の形質の変更(盛土・切土)></p> <p>例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td>①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの</td> <td>②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの</td> <td>③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)</td> <td>④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)</td> <td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①～④を除く)</td> </tr> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。</p> <p><一時的な土石の堆積></p> <p>例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td>⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの</td> <td>⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの</td> </tr> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①～④を除く)	イメージ図						要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの	イメージ図		
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①～④を除く)															
イメージ図																				
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの																		
イメージ図																				
土壌汚染	埋立て等に使用される土砂が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準あり	基準なし																		